

熊本県生活環境の保全等に関する条例に係る騒音特定施設、特定建設作業及び特定作業

(1) 騒音に係る特定施設（条例施行規則別表 11）

特 定 施 設	公 称 能 力 等
1 石 材 切 断 機	
2 セメント製品成型機	建設用資材製造機械に限る。
3 木 材 加 工 機 械	
イ 帯 の こ 盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力が 0.75kW 以上 15kW 未満のもの、木工用のものにあつては、原動機の定格出力が 0.75kW 以上 2.25kW 未満のものに限る。
ロ 丸 の こ 盤	同上
ハ かん な 盤	原動機の定格出力が 0.75kW 以上 2.25kW 未満のものに限る。
4 鋳 型 造 型 機	ジョルト式を除く。
5 圧 縮 機	空気圧縮機については、原動機の定格出力が 2.25kW 以上 7.5kW 未満のもの、空気圧縮機以外の圧縮機*については、原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
6 送 風 機	原動機の定格出力が 2.25kW 以上 7.5kW 未満のものに限る。
7 クーリングタワー	原動機の定格出力が 1.5kW 以上のものに限る。
8 バ ー ナ ー	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当り 20L 以上のものに限る。
9 脱 水 機	原動機の定格出力が 1.5kW 以上のものに限る。
10 段ボール製造機械	

*：空気以外の気体の圧縮機

(2) 特定建設作業（条例施行規則別表 13）

特 定 建 設 作 業	内 容
1 コンクリートカッターを使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。
2 パワーショベル、バックホウその他これに類する掘さく機械を使用する作業	騒音規制法施行令別表第 2 第 6 号から第 8 号を除く。
3 鋼球を使用する作業	

(3) 特定作業（条例施行規則別表 15）

特 定 作 業	内 容
板 金 作 業	厚さ 0.5 mm 以上の材料を用いて行う作業に限る。
製 か ん 作 業	〃
鉄骨又は橋りょうの組立て作業	建設又は建築の現場作業を除く。
グラインダーによる金属の研磨作業	〃
高速切断機（研削砥石を使用するもの）による金属の切断作業	〃
チェーンソーによる木材の切断作業	原木の伐採作業を除く。